

No.	頁	ご意見等	対応
1	P1	第1章1節4の計画の重点項目に「高齢者の事故件数は増加傾向にあり・・・」とあるが、第2章1節3の高齢者と子供の交通事故の項目では「高齢者が関わる交通事故の件数は、横ばいとなっています。」と記載されている。食い違いがあるのではないのか。	再度データを整理したところ、事故件数は減少傾向にあります。人口1万人あたりの事故件数も減少傾向にありますが、他の年齢層に比べ高齢者が常に多く、負傷者数も多い傾向にありましたので、計画内の文面を修正しました。
2	P1	重点項目に「悪質・危険な運転者対策の強化」が追加されたが、具体的な計画は、第1の柱の(3)や第2の柱(7)の②③などに盛り込まれている。1本柱を追加するなど、より強調した即効性ある計画が必要なのではないのか。	本計画の上位計画である千葉県交通安全計画策定後に、八街市の事故が発生し、飲酒運転があらためて社会問題として提起されたため、本計画の重点項目として追加して記載しました。対策等の構成は上位計画である千葉県に準じて作成しております。
3	P1	基本理念計画の重点項目については、現状を的確にとらえられており問題ない。いかに浸透、推進するかが課題である。	おっしゃるとおりです。
4	P1	「高齢者と子供の安全対策」「自転車の安全利用対策」について「高齢者と子供の安全対策の強化」「自転車の安全利用対策の強化」としてはどうか。	「～の強化」に統一しました。
5	P1	第1章第1節「4 計画の重点事項(項目)」のタイトルについて目次で「4計画の重点事項」1ページでは「～重点項目」となっており、一致していない。	重点項目に統一しました。
6	P2	各種データやグラフについて、本市特有の課題のあぶり出しのため、似た環境の近隣他市と比較したデータを盛り込めないか。	本市の人口構成等が近隣市と異なり比較が難しいことから、他市の詳細な数値については、記載を見送りました。
7	P2	事故の動向や現状の推移等、具体的数字により理解しやすくよく計画されており、安全対策教育啓発等、体系的に推進されており意見等はなし。市民参加の交通安全対策が重要であり、一人一人に啓発活動等努力されたい。	市民参加の啓発活動を積極的に実施できるよう取り組んでまいります。
8	P2	第2章の道路交通の安全の中で、道路延長と人口の関係や道路交通事故の現状等々の分析があるが、交通事故の傾向(道路形状など)を追加し、事故状況を分析してはどうか。	7～8ページに交通事故の傾向(事故類型別・道路形状別・原因別)を追加しました。
9	P3	4～9行目の内容は、第2章1節2の最後に入れた方がよいのではないのか。まずは成果と受け止め、ただ、特別な事情もあるので数字のみでは楽観できないという文脈の方がよいのでは？	本来、前計画の最終年度である令和2年度の数値と比較するところ、新型コロナウイルスの影響を受けていない令和元年度との数字を比較し成果を総括するため、この順序での構成としています。
10	P4	市内人口の高齢者が占める割合は、5年間の間に増加していると思われる。分母の数が変化するため、件数での比較は適格か？	人口の増減により単純な件数での比較は混乱を招くことから、事故件数に併せて人口1万人あたりに換算した事故件数のグラフを追加しました。
11	P6	4 時間別の交通事故 5 歩行者と自転車の交通事故の発生件数、割合の5年間の推移から、自転車による事故の割合の高さに注目すべき一文を入れてはどうか。	記載を追加しました。
12	P11	「高齢者一人ひとりの特性に応じた対策」は可能なのか？	「高齢者の特性に応じた対策」に変更します。

No.	頁	ご意見等	対応
13	P12	(第3の視点)の8行目「スケアードストレイト」は最終ページの用語集に入れて欲しい。	用語集に追加しました。
14	P12	(第3の視点)自転車の安全確保に関しては、自転車運転者の意識改革とともに法規を周知させることが必要かと思う。交通安全教育の中に含まれることとは思うが、法規の周知も明記してはどうか。	年齢に応じた段階的な安全教育の中で、「交通ルール」という表現で自転車の法規内容を盛り込んでおります。安全教育と統一を図るため、法規を「交通ルール」という表現にしています。
15	P14	(1)市民参加でつくる交通安全 アの①市民一人ひとりの活動の推進の4行目、「交通安全の日」は知名度を上げる工夫を具体的に示したい。	毎月10日の「交通安全の日」は、千葉県交通安全条例及び各年度の千葉県交通安全県民運動基本方針にて、「各機関や団体が地域ごとに連携した啓発活動を一齐に展開する日」とされていることから、引き続き交通安全協会など関係機関と連携し街頭指導等を実施します。
16	P14	(1)市民参加でつくる交通安全 アの②「〇〇など関係機関・団体」などと関係機関・団体の例を示して欲しい。	「警察など」の表記を追加しました。
17	P15	(1)市民参加でつくる交通安全 ウの③「地域交通安全活動推進委員協議会」とはどのような組織か。	用語集に追加しました。
18	P15	高齢者の交通事故による負傷する割合は横ばいの傾向だが、交通安全教育や地域でつくる高齢者交通安全対策の推進の他、具体的な対策も必要ではないか。	自動車教習所を利用した高齢者自転車安全教室や自治会を対象にした交通安全教室などを通じ、事故防止に努めて参ります。
19	P16	70歳以上全員が高齢者マークを付けるといいのではないか。本人もこのマークがあることで、過信せず、慎重に運転できると思う。	道路交通法第71条の5第4項等で高齢運転者標識を付けた普通自動車に、幅寄せや割り込みをした自動車運転者は処罰される(やむを得ない場合を除く)と規定されています。周囲の一般運転者への配慮を促し、高齢運転者自身を守ることにもつながるため、上記の使用による利点を明記します。
20	P18	(4)自転車安全利用の推進 アの5行目「自転車安全利用五則」、6行目の「ちばサイクルール」の普及促進とあるが、知名度は低いと思う。どのようにして普及促進を進めるのかももう少し踏み込みたい。	どちらも自転車に乗る際のルール(左側通行、夜間はライトを点灯等)を盛り込んだものであることから、交通安全教室や啓発活動を通じて、内容の周知・啓発に努めて参ります。
21	P18	(4)自転車安全利用の推進 アの①「自転車安全利用推進強化月間」及び「自転車安全の日」も知名度が低い。もう少し知名度を上げる具体的な工夫がないものか。	どちらも各年度の千葉県交通安全県民運動基本方針にて定められているもので、自転車のルールとマナーの普及啓発、秩序ある駐輪の徹底を周知する期間・日として定められていることから、関係機関と協力し、集中的な啓発活動を展開して参ります。
22	P18	「自転車安全利用五則」「ちばサイクルール」について用語集に記載してはどうか。	用語集に追加しました。
23	P19	(5)交通安全に関する普及啓発活動の推進 アの②①の交通安全週間比べると「交通安全の日」「自転車安全の日」は知名度が低い。知って行動してもらいたい具体的な方策を盛り込みたい。	千葉県や流山警察署と連携し、啓発の方法を検討し実施してまいります。

No.	頁	ご意見等	対応
24	P19	ヘルメットは、自転車の購入時に必ず一緒に販売するといいいのではないか。ヘルメットは災害の時にも使用できる。	千葉県条例で「努力義務」として規定されています。このため、義務化を明言できませんが、必要性の周知、啓発を継続して実施してまいります。
25	P20	②広報媒体の積極的活用について ホームページは用がないと開かない市民が多いと思われる。 また、広報紙（誌）も新聞否購読世帯には届きにくい。 防災無線や安心メールなどを利用できないか？	防災無線は、防災や行方不明者捜索など、使用範囲は限られております。 この一方で、安心メールやSNSは、登録者も多いことから周知する用として、活用が期待できると思われまます。 また、一部の地域に特化した内容は、回覧板等も活用していることから、当内容を追加しました。
26	P21	(6) 段階的かつ体系的な交通安全教室の推進 アに幼児に対し『座学』は無理があると思うため、参加・体験型のみでよいのではないか？	「座学」には、講師からの実技に向けた指導や、交通安全教育用DVDの視聴なども含まれており、各年齢に合わせた指導を行っていること、また実技スペースを確保できない施設でも実施できることから、継続したいと考えています。
27	P22	(6) 段階的かつ体系的な交通安全教室の推進 イの6行目 「習得させるとともに、路及び交通の・・・」は、「習得させるとともに、道路及び交通の・・・」か？ また7行目、学校における教育の主体は市教育委員会や学校であろうから「学校と連携して交通安全教育を計画的かつ継続的に推進します。」としたほうがよいのでは？	誤字を修正しました。 また、御意見のとおり表記を変更しました。
29	P22	ウ 中学生に対する交通安全教育 本文からも自転車利用中の事故が多いと記載されていることから、才成人に対する交通安全教育に記載されている「自転車の点検・整備や、賠償責任保険への加入促進等」を中学生の欄にも入れてはどうか。	自転車の整備・点検を含め、自転車賠償責任保険への加入は中高生の保護者が加入することから、成人に対する交通安全教育に盛り込みました。
30	P22	「児童に対する交通安全」で小学校での安全教育を盛り込んでいるように、「ウ中学生に対する交通安全教育」、「エ高校生に対する交通安全教育」でも、中学校や高等学校における交通安全教育の実施を盛り込んではどうか。	ウ及びエに、中学校（高等学校）における交通安全教育の内容を追加しました。
31	P22	エ 高校生に対する交通安全教育 については、スマホを操作しながら運転する「ながら運転」にフォーカスしてはどうか？	スクエアドストレイトによる講習は、「ながら運転」を含む高校生が自転車運転中に起こしやすい違反や危険行為について疑似体験できることから、このような講習会の実施に際しては年齢層に合わせた内容を積極的に取り入れていきます。また、表記も変更しました。

No.	頁	ご意見等	対応
32	P23	高齢者に対する地域コミュニティにおける交通安全教育の循環や自律的な交通安全教育の構築の推進とは具体的に、どの様な事を想定しているのか。その他の対象者への交通安全教育で、障害者などの表現がなくなったが理由は何か？	高齢者の交通安全リーダーの育成や、自治会活動等を通じた世代を超えた交通安全活動を想定しています。障害をお持ちの方もア～カの対象に含んでいるため、削除しました。
33	P24	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 イの「通学路交通安全プログラム」の策定者はだれか？ 合同点検とは、市教育委員会との合同点検のことか？	「通学路交通安全プログラム」は、教育委員会主導のもと「通学路安全対策推進会議」で策定されたものです。 本プログラムの構成員は、千葉県東葛飾土木事務所、流山警察署、流山市小中学校校長会、流山市PTA連絡協議会、流山市、流山市教育委員会としています。「合同点検」の内容を含め、上記内容を用語集に追加します。
34	P24	ア 生活道路等における交通安全の推進について 住宅地での道路に凸部（ハンプ）は騒音や振動などによる苦情につながりやすいため、運転者・歩行者の注意喚起を目的とした、エンジェルベルト（路肩のカラー化）が歩行者優先の意識への向上に良いのでは。	地域の自治会等と現地対策を検討する際には、各種対策のメリットデメリットを説明し、対策を講じます。
35	P24	小学校の通学路周辺で、交通量が多くスピードを出す車が多く、信号が少ない場所にある横断歩道は、スムーズ横断歩道の設置が効果的ではないか。	新しい対策も含め、現場に即した対策を講じてまいります。
36	P24	交差点は、一時停止の規制がなくても、徐行で交差点内に入るべきだが、一方が一時停止の規制がかかっていると、もう一方はスピードを落とさないことが散見される。啓発や安全対策が必要では。	常にリスクを想定した運転を実施できるよう安全運転の啓発を実施してまいります。
37	P25	エ 通学路等における安全対策の推進に、放課後や休日に子供が集まる「公園周囲の道路」を含めて欲しい。	「交通安全プログラム」は小学生の指定通学路を示していることから、公園を含むことはできませんが、「子供が日常的に集団で移動する経路」には、保育園児のお散歩コースの公園も含まれているため、公園周囲の道路も対象となります。
38	P25	横断歩道橋のある交差点、高齢者や障害者が利用できないため、自転車の横断帯を通行せざるを得ない状況がある。 バリアフリーの観点から、歩道橋のあり方について検討が必要と思う。	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ウ歩行空間のバリアフリー化に歩道橋のあり方について記載を追加しました。
39	P25	歩行者空間のバリアフリー化には、視覚障害者のための点字ブロック等の設備整備が含まれると認識してよいか。	含まれています。

No.	頁	ご意見等	対 応
40	P26	自転車利用環境の総合的整備について 流山おおたかの森駅周辺は自転車歩行者道があり、快適な自転車通行空間があるが、自転車はおしてください。の注意喚起、バリカーや車止め等の対策をしても、自転車と歩行者の双方が安全ではない場面が見受けられる。このため、定期的な街頭指導員の配置など事故発生リスクの低減につながる対策も必要と考える。	計画に街頭指導等の安全啓発について記載しているとおり、啓発活動を引き続き実施してまいります。
41	P26	出来るだけ多くの箇所、ゾーン30規制が必要だと思う。 また、ゾーン30という規制の内容を知らないドライバーも多いため、内容の周知や、実際に規制をかける際には、地元の協力を得るなど、多方面からの対策が必要と思う。	自治会等、地域への周知を行うとともに、ドライバーに対し啓発活動を実施して参ります。
42	P26	(2) エ「通学路の安全対策の推進」が個別項目で明記された事は重要だと思う。警察との連携の一つとして速度規制などを表記してはどうか。	「交通規制」の文言を追加しました。
43	P27	(4) 流山ぐりーんバスの運行や～利便性の向上を図り ⇒ (4) 流山市地域公共交通計画に基づき、バスをはじめとする市内公共交通の利用を促進し に変更を。	記載を変更しました。
44	P27	市HPでは「流山市自転車ネットワーク計画」が令和3年6月に策定されたと公開されているので、簡単な説明を本文中の注釈か用語集に追加してはどうか。	用語集に追加しました。
45	P28	(6) 交通安全に寄与する交通環境整備 道路わきの雑草等により、道路と歩道の境界や視界が悪くなっている箇所があり、小学校低学年などの子どもをドライバーが認識しにくいことがある。環境整備と安全策という点で一文を追加できないか。	歩行空間の確保の観点から、25ページに記載を追加しました。
46	P30	【第3の柱】救助・救急体制の整備全般について、現在の取り組みと異なる箇所があるので、修正してもらいたい。	現在の取り組みと整合するように修正しました。
47	P30	第2章第3節「【第3の柱】救助・救急活動の充実（整備）」について目次と30ページでは「～の整備」、14ページでは「～の充実」となっており、一致していない。	「～の充実」に統一しました。
48	P32	(1) 交通事故被害者支援の充実と推進 イ交通災害共済への加入金全額助成について広く市民に周知させたい。	流山市立小中学校に通学する全児童・生徒は全員自動的に加入手続きをしているため、その旨を追記します。
49	P32	(2) 自動車損害賠償保険制度への加入促進 イ 任意自動車保険の加入を促進するに啓発活動以外に何か手立てはあるのか？	啓発活動をする以外、手立てはないと考えます。

No.	頁	ご意見等	対 応
50	P33	【第5の柱】交通事故の調査・分析には、重大事故の際に事故現場の近隣住民からの聞き取りを行うようにして欲しい。	重大事故の場合は、警察による現場検証などの事故調査を行った後に、道路管理者と警察など関係者が立ち合いを行います。その後、自治会等の関係者に聞き取りを行った上で安全対策を実施します。
51	全体	広く市民に知ってもらうためダイジェスト版も作れるとよいのでは？	計画完成後、A4程度の大ききで要点を纏めることが可能か検討します。